

中山間地域等直接支払制度対象農用地指定作業マニュアル について（未定稿）

中山間地域等直接支払制度における対象農用地の指定、集落協定の締結等の円滑な執行を図るため、各基準毎の農用地面積の把握については、次の「中山間地域等直接支払制度対象農用地作業マニュアル（未定稿）」を参考として統一的行われたい。

1. 対象地域及び対象農用地

対象地域は、原則として地域振興立法8法（特定農山村、山村振興、過疎、半島、離島、沖縄、奄美、小笠原）により指定された市町村又は旧市町村とする。

また、対象農用地は、農業生産条件が不利で耕作放棄の発生の懸念が大きい対象地域内に存在する農振農用地区域内の1ha以上の一団の農用地とする。

（説明）

（1）対象地域

対象地域は、地域振興立法8法により平成22年4月1日現在で指定されている地域及び(2)の力の都道府県知事が地域の実態に応じて指定する地域とする。

その後、地域振興立法の指定地域が見直され、指定の追加又は解除がなされた場合の取扱いについては、

ア 新たに指定地域に追加された地域は、当該年度から対象とする。指定地域に追加される以前に特認地域であった場合には、当該年度から8法地域とする。

イ 平成22年4月1日時点で指定の解除が予定されている地域については、特認地域に指定されない限り、解除年度以降直接支払いの対象としない。ただし、平成22年4月1日時点で指定の解除の予定がない地域については、解除年度以降、特認地域とみなすことができる。

（2）対象農用地の考え方

対象農用地は、次のいずれかに該当するものとする。

ア 勾配が1/20以上の田及び傾斜度が15度以上の畑、草地及び採草放牧地（以下「急傾斜農用地」という。）

イ 自然条件により小区画・不整形な田

設定した一団の農用地において、次に掲げる要件をすべて満たす場合とし、自然条件によるほ場整備の可否の判定については、都道府県耕地担当部局が行う。

① 団地内のすべての田が不整形であり、ほ場整備が不可能であること。

② 30a未満の区画の合計面積が団地内の田の合計面積に対して80%以上であること。

③ 団地内の田の区画の平均面積が20a以下であること。

ウ 積算気温が著しく低い地域で、草地比率が70%以上の市町村内の草地

草地比率は旧市町村又は新市町村単位での経営耕地面積に対する牧草専用地の割合とする。（データは2005年農林業センサス）

エ 勾配が1/100以上1/20未満の田、傾斜度が8度以上15度未満の畑、草地及び採草放牧地（以下「緩傾斜農用地」という。）

【緩傾斜農用地のガイドライン】

市町村長は、耕作放棄の発生を防止する観点から、次の事項を参考に緩傾斜農用地を対象とすることの可否、対象基準の設定及び緩傾斜農用地の対象範囲を定める。

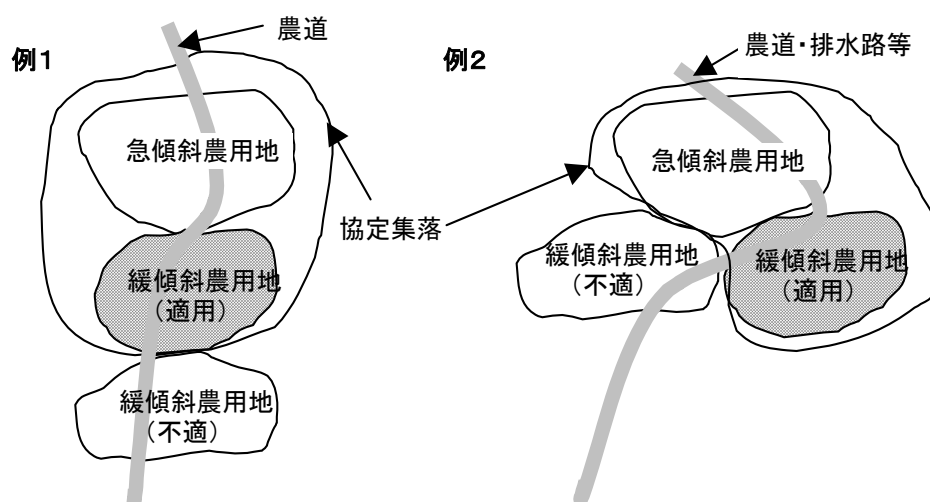
① 急傾斜農用地と連坦している場合

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地（勾配が田で1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上）と物理的に連坦（急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の緩傾斜農用地に限る。）している場合。

ガイドラインの①に示されている考え方に基づいて具体的に例示すると次のとおりである。

- a. 急傾斜農用地と同一の協定集落内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の緩傾斜農用地を対象とする。
- b. 当該一団の緩傾斜農用地の更に下流にある一団の緩傾斜農用地は対象としない（例1）。
- c. 急傾斜農用地に複数の一団の緩傾斜農用地が物理的に連坦している場合は、急傾斜農用地と特に密接に関連する一団の緩傾斜農用地を対象とする（例2）。

○急傾斜農用地と緩傾斜農用地の関係（例）



② 緩傾斜という条件に、以下の農業生産条件の不利性が加わる場合

- a. 緩傾斜農用地の耕作放棄が高齢化の進行により進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率及び耕作放棄率が全国の

中山間地域の平均以上とする（高齢化率：30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑（草地を含む。）10%以上）。田及び畑が混在している場合には、耕作放棄率は、「高齢化率・耕作放棄率の高い農地」における換算方法に準ずるものとする。

b. 土壌条件が著しく悪い場合 等

オ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

市町村長は、次の基準に基づき、高齢化率・耕作放棄率の高い農地を対象とすることの可否を判断する。なお、この場合、農地転用等を目的とした耕作放棄の増加というケースは対象としない。また、意図的・人為的に高齢化率及び耕作放棄率の数値を上昇させて助成を受けようとする団地は排除する（高齢化率等の判定に過去のデータを使用するのはこのためである。）。他方、協定期間中に関係者の努力により、これらの数値が改善された場合には助成は継続される。

【高齢化率・耕作放棄率に係る基準】

採草放牧地以外の地目であって、急傾斜農用地及び緩傾斜農用地以外で、以下の条件をすべて満たす場合とする。

- ① 高齢化率が40%以上であること。
- ② 耕作放棄率が田で8%以上又は畑（草地を含む。）で15%以上であること。
- ③ 複数の団地を対象として集落協定の締結が可能な集落においては、原則として耕作放棄率の高い団地を除いて協定を締結することはできない。

【高齢化率、耕作放棄率の判定方法】

オの高齢化率・耕作放棄率に係る対象基準を適用する場合は、以下の事項に基づき判定するものとする。

- a) 高齢化率及び耕作放棄率の判定に使用する統計データは、2005年農林業センサス又は2010年世界農林業センサスを使用するものとする。
 - a. 「高齢化率」の算定は、次式のとおりとする。
$$\frac{65\text{歳以上の農業従事者数}}{\text{農業従事者数}}$$
 - b. 「耕作放棄率」の算定は、次式のとおりとする。
$$\frac{\text{耕作放棄地面積}}{\text{経営耕地面積} + \text{耕作放棄地面積}}$$
- b) 対象基準に対する適格性の判断は、原則としてセンサス集落単位で行い、当該センサス集落内の「一団の農用地」を対象とする。ただし、集落協定を締結する一団の農用地毎に区切って判定することが適当な場合には、協定単位で判定することもできる。この場合、高齢化率及び耕作放棄率のデータについては、22年3月時点とする。
- c) 田、畑が混在している場合の耕作放棄率の判定は、当該センサス集落の田面積及び畑面積を加重平均して算出したデータを用いる。

○計算式

$$\frac{(8\% \times a \text{ (田面積)} + 15\% \times b \text{ (畑面積)})}{(a + b)} \leq \text{当該集落の耕作放棄率(\%)}$$

○計算例
 センサス集落において、田：10ha(うち耕作放棄1ha)、畑：5ha(うち同1ha)とすると、耕作放棄率：2/15=13.3%

$$\frac{(8\% \times 10\text{ha} + 15\% \times 5\text{ha})}{(10 + 5)} = 10.3\% < 13.3\% \rightarrow \text{判定：○}$$

d) 複数の集落にまたがって集落協定を締結する場合には、すべての集落において基準を満たしていることが必要である。

カ 地域の実態に応じて都道府県知事により指定される農用地

都道府県で特認基準を設定する場合には、次のガイドラインを基に検討する。

都道府県の独自の特認基準を設定する場合には、ガイドラインの2の(3)を参考に8法地域と同等又はこれに準ずる自然的・経済的・社会的条件の不利性を有するよう要件を組み合わせるとともに、必要なデータを国に提出し、国の第三者機関において、全国的な観点から著しく均衡を欠くことがないように調整を図る。

【特認基準のガイドライン】

都道府県知事は、次に掲げるガイドラインを参考に特認基準を策定する。

1 8法地域内の農用地

8法地域内の農用地にあっては、勾配が田で1/100以上、畑、草地又は採草放牧地で8度以上の農用地と同等の農業生産条件の不利性があり、他の農用地に比べて耕作放棄率が高いこと。

2 8法地域以外の農用地

8法地域以外の農用地にあっては、(1)から(3)までのいずれかの要件を満たす地域の中で(4)の要件を満たす農用地であること。

なお、(3)については、特定農山村法等の地域振興立法の要件等を考慮し、別の基準を定めることができるものとする。ただし、この場合においては、国レベルの第三者機関に必要なデータを提出し、必要があれば調整するものとする。

(1) 8法地域に地理的に接する農用地

(2) 農林統計上の中山間地域（旧市町村単位）

(3) 三大都市圏の既成市街地等に該当せず、次のアからウまでの要件を満たすこと（旧市町村単位）

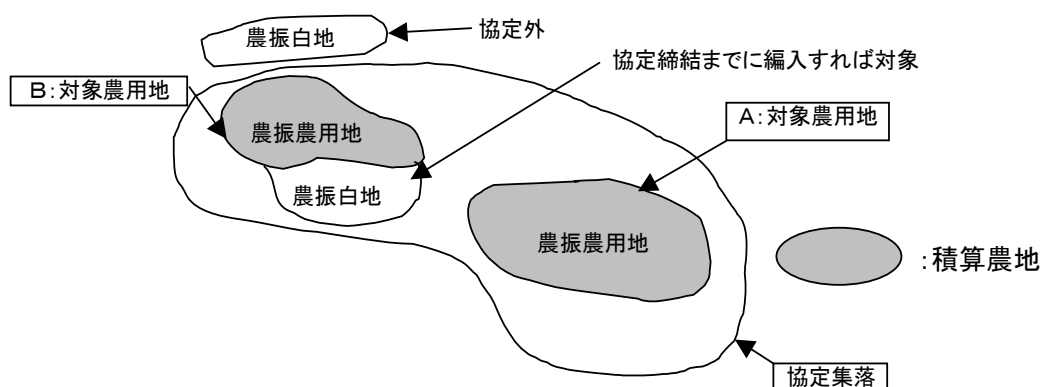
ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上

- イ D I D（人口集中地区）からの距離が30分以上
- ウ 人口減少率（平成12年～17年）が3.5%以上でかつ、人口密度150人／k m²未満であること
- (4) 次のアからオまでのいずれかの要件をみたすこと
 - ア 傾斜農用地（田1/100以上、畑、草地及び採草放牧地8度以上）
 - イ 自然条件により小区画・不整形な田
 - ウ 草地比率が高い(70%以上)地域の草地
 - エ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地
 - オ 8法内の都道府県知事が定める基準の農用地

(3) 農振計画との関連

- ア 対象農用地は、農業振興地域内における農用地区域内の農用地とする。
- イ 農業振興地域内における農用地区域外の農用地（以下農振白地部分）という。）については、農用地区域に編入された場合にのみ集落協定に含めることができる。なお、平成22年度に限って、協定申請時までには農用地区域への編入手続きが開始されており、かつ、市町村長から都道府県知事への交付金の交付申請までに農用地区域に編入することが確実な場合には、当該農用地を含めて集落協定を申請できるものとする。
- ウ 農振白地部分の農用地を含めないと勾配等を測定することが著しく困難な場合には、測定単位に当該農振白地部分の農用地を含めることができる。この場合には、当然、農振白地部分は支払の対象とはならず、対象農用地としては、農振白地部分を除いて1ha以上の面積が必要である。

○農振農用地・白地と対象団地・協定集落との関連



△:農振農用地に編入すれば △→○

	A団地		B団地	
	農振農用地	農振白地	農振農用地	農振白地
対象基準	○	—	○	△
協定対象	○	—	○	△
直接支払の積算対象	○	—	○	△
直接支払の支払対象	○	—	○	△

(4) 耕作放棄地等の復旧、林地化

ア 耕作放棄地が復旧又は適正に管理されることは望ましいことであり、耕作放棄地については、以下の考え方に基づき取り扱うこととする。

集落協定や個別協定の中に既耕作放棄地を加えるかどうかは集落や第3セクター等の判断に委ねる。

- ① 集落等が直接支払対象農用地として、既耕作放棄地を含める場合は、協定にその旨明記した上で、平成26年度までに復旧又は林地化することを条件に協定認定年度から平成26年度まで直接支払いの対象とする。

しかし、平成26年度までに復旧又は林地化が完了しない場合には、当該既耕作放棄地について、協定締結年度に遡って交付金の返還を求めるとともに、その他の集落協定内農用地についても、当該年度以降交付金の交付の対象としない。

- ② 耕作放棄地を協定に含めない場合でも、集落協定に当該放棄地を明示した上で既耕作放棄地が直接支払対象農用地及び当該農用地に関連する施設に悪影響を与えないよう、当該耕作放棄地の草刈り、防虫対策等の必要な管理を行う。

この場合、既耕作放棄地の管理が行われなかったときは、集落協定内の農用地について、次年度以降交付金の交付の対象としない。

イ 協定において予め限界的農地を平成26年度までに林地化することとした場合は、農振農用地区域から除外することとなるが、既耕作放棄地の林地化と同様、協定認定年度から平成26年度まで直接支払いの対象とする。

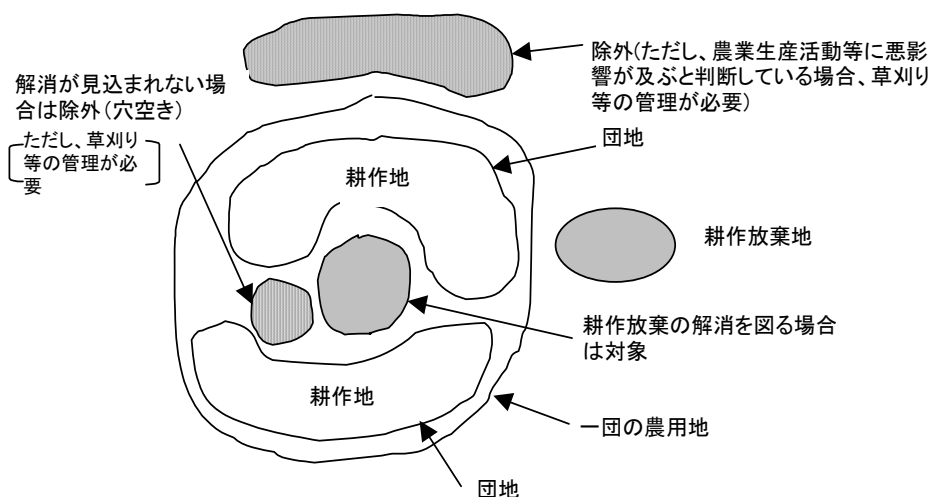
なお、林地化とは、新たに樹苗を植林するための地拵えや、植林後は下草刈り等適正な管理を行うことであり、雑木林等のままの放置は適正な管理とは認められない。

(参考) 林地化の種類

既耕作放棄地	→	林地化	→	協定認定年度から平成26年度まで交付 (協定に予め計画)
限界的農地	→	林地化	→	協定認定年度から平成26年度まで交付 (協定に予め計画)
農地	→	林地化	→	当該年度以降支払わない (協定に計画されていないもの)

注：耕作放棄地とは「以前耕作したことがあるが、過去1年間以上作物を栽培せず、しかも数年の間に再び耕作するはっきりした意志のない土地」をいう。

○耕作放棄地の考え方



2. 対象農用地設定作業

1の対象地域となる各市町村において、当該地域内の農用地をカバーする地形図（作業図）を基に直接支払の対象となる農業生産条件の不利性を示す基準に基づき「一団の農用地」を設定し、その勾配や面積の測定を行い、団地設定・集落協定図を作成する。

（1）団地設定

対象農用地について、作業図上において、農用地面積が1ha以上の団地又は農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上の「一団の農用地」を設定する。

団地設定に当たっては、1/2,500以上の縮尺図面等を利用する。

（説明）

ア 「団地」とは、一つの農用地又は物理的に連担している農用地をいい、「連担」とは、ほ場が直接又は畦畔、農道等を境に隣接していることをいう。

イ 団地は、中山間地域等直接支払交付金の対象農用地の適否を判定する単位（勾配を測定するための一団の農地をいう。以下同じ）である。

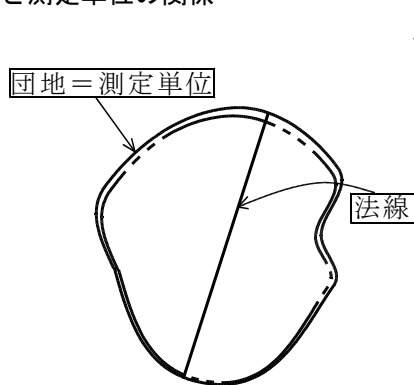
ウ 団地が以下の条件で区切れる場合には、当該団地の一部を区切って指定することができる。

- ①傾斜が明確に変化している場合
- ②道路を境界とする場合
- ③水路を境界とする場合
- ④河川を境界とする場合
- ⑤ため池等の水掛かりを境界とする場合
- ⑥小字界を境界とする場合
- ⑦土地改良事業の実施範囲を境界とする場合
- ⑧農業生産組織等の管理範囲を境界とする場合

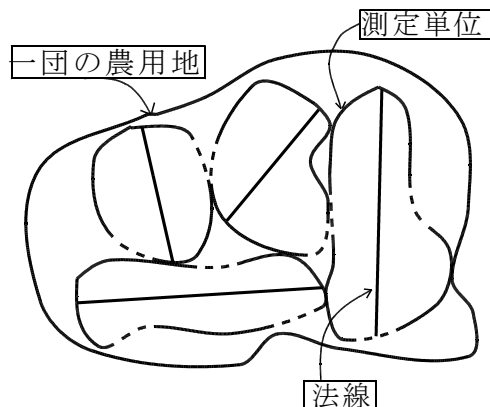
エ 「一団の農用地」は、一又は農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地から構成される。

○団地と測定単位の関係

例 1



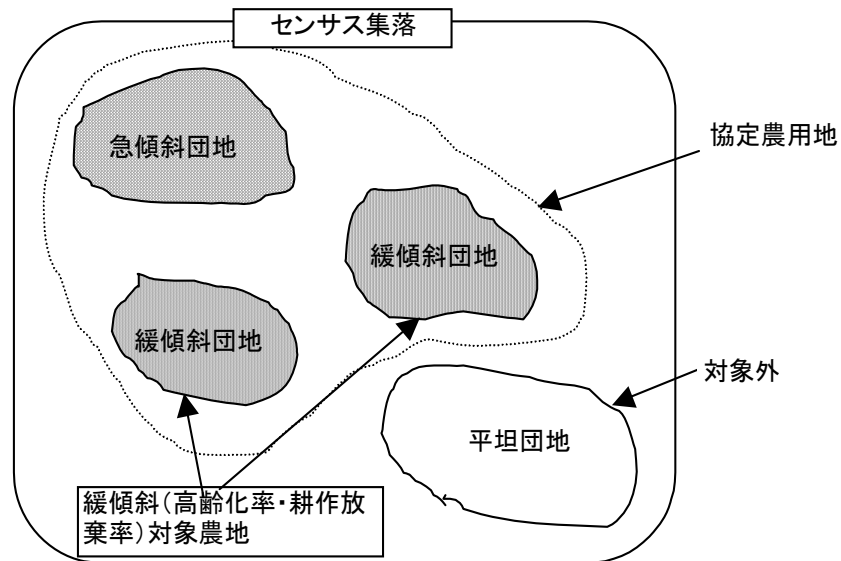
例 2



オ 「一団の農用地」とは、農用地面積が1 ha以上の団地又は農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha以上の農用地をいう。したがって、1 haに満たない団地も対象農用地になり得るが、それらの団地については、事前に調整の上、どの団地と一団の農用地を構成する見込みなのかが明確なものを設定するものとする。

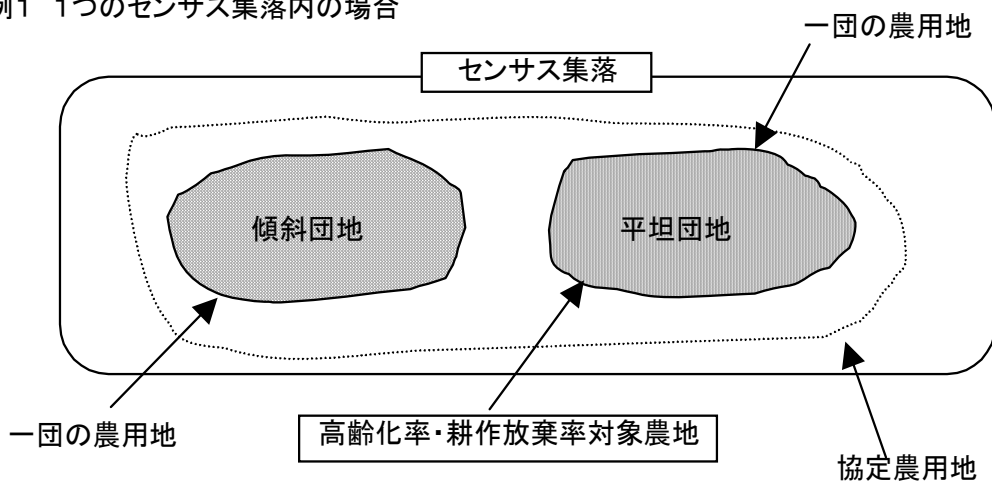
カ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地（緩傾斜農地の場合を含む。）を対象とする場合には、一又は複数のセンサス集落内で団地を設定する。

○緩傾斜農用地の耕作放棄が高齢化の進行により進んでいる場合の団地設定例



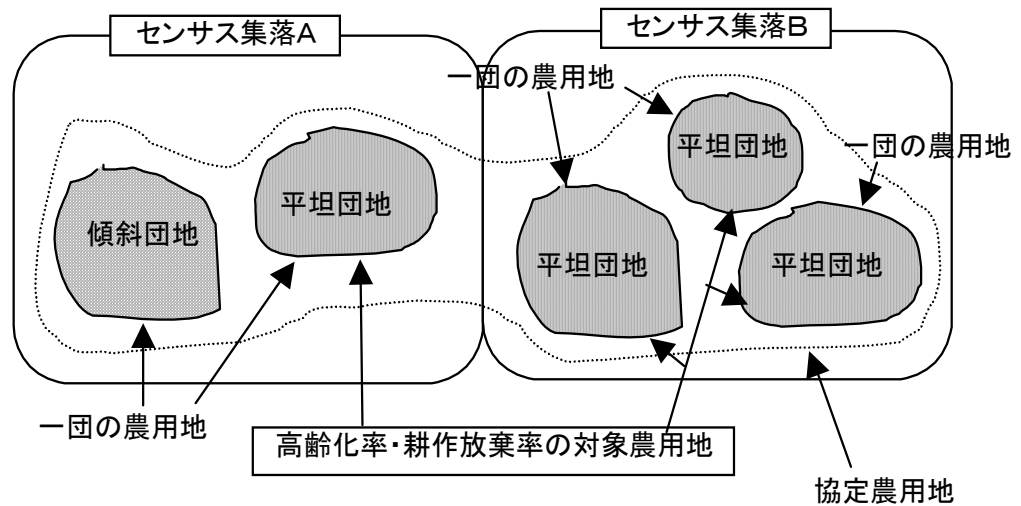
○高齢化率・耕作放棄率の高い農地における団地設定例

例1 1つのセンサス集落内の場合



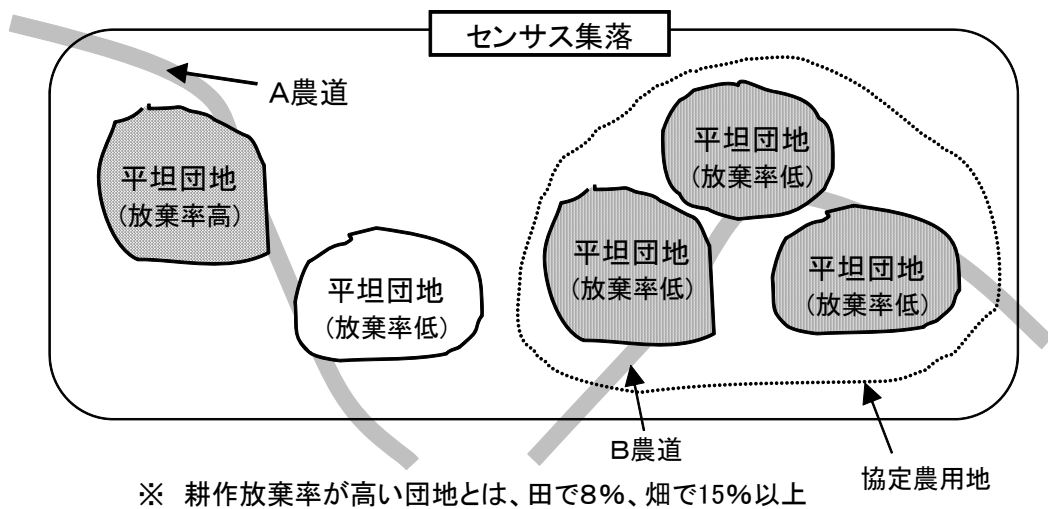
※ 協定農用地は、傾斜農用地等を含めて設定可能

例2 複数のセンサス集落内の場合



※ A, Bのセンサス集落とも、それぞれの集落において高齢化率・耕作放棄率の両基準を満たす必要がある。

例3 農地の荒廃により通作、水管理等の影響を受けない高齢化率・耕作放棄率が低い一団の農用地のみを設定する場合(不適)



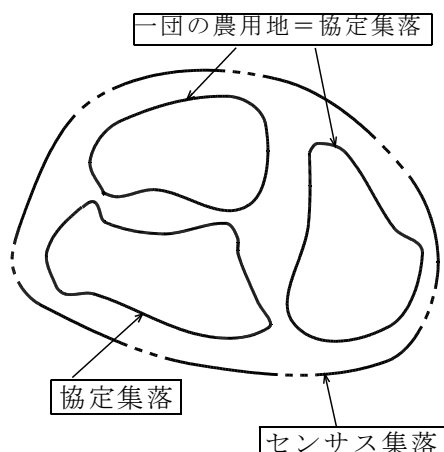
※ 耕作放棄率が高い団地とは、田で8%、畑で15%以上

(2) 集落協定等の範囲設定

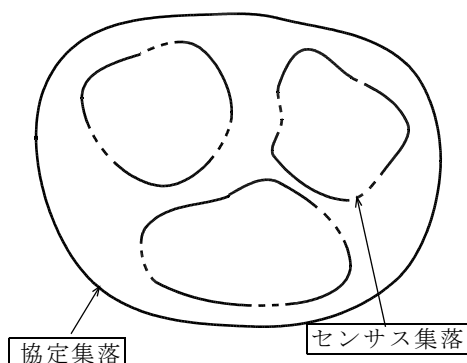
集落等の合意形成により、集落協定境を設定し、又は個別協定境を設定し、作業図に明示する。

(説明)

- ア 協定集落とは「集落協定の対象となった農用地を包含する属地的単位」である。
- イ 協定集落は属人的単位ではなく、属地的単位を意味するので、集落協定には他の集落内に居住する者も入作等があれば参加する場合もある。
- ウ 協定集落は必ずしも農業センサスで定める農業集落（以下センサス集落）という。）の範囲と一致するとは限らない。協定集落の範囲は、行政区や営農等のまとまりを考慮して決定されるものとする。
- エ センサス集落に複数の一団の農用地が含まれる場合には、その一団の農用地毎に集落協定を締結し、協定集落とすることができる。



オ また、複数のセンサス集落にまたがって1つの集落協定が結ばれる場合には、該当する複数のセンサス集落の範囲を1つの協定集落とすることができる。



(3) 勾配及び面積測定

団地毎に勾配の測定等を行い、対象農用地の基準に対する適否を判定し、面積の測定を行う。

1) 傾斜地基準を適用する団地

ア. 勾配の測定に当たっては、原則として現地において実測し、団地毎の勾配を測定することとするが、測定作業の簡便化を図る等の観点から、1/2,500程度以上の縮尺図面等を活用し図上により測定することができる。

イ. 測定した団地毎の勾配を、団地を構成する地目毎の傾斜基準と照合し、当該基準に合致した地目の農用地面積を測定する。

注：地目は、現況により判断する。

2) 傾斜地基準以外の基準を適用する団地

傾斜地基準以外の基準を適用する場合には、当該基準に合致した地目の農用地面積を測定する。ただし、当該団地が傾斜地基準と重複する場合には、傾斜地基準を優先する。

(説明)

3) 勾配の測定

ア 勾配の考え方

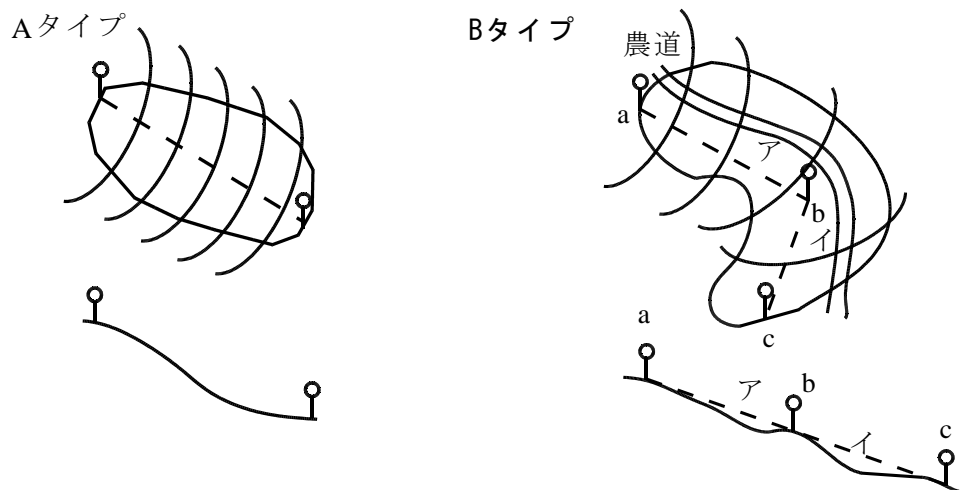
① 直接支払いの対象基準を判定する傾斜は、原則として、団地毎に勾配を測定するための測定単位を設け、平均的な勾配（以下「主傾斜」という。）により判定する。測定方法は、測定単位内で設定する主傾斜となる法線（以下「測定法線」という。）で行い、勾配を分数表示で算出するとともに、田以外の地目は度数表示に換算する。

② 地形変化等により団地毎の勾配が1つの法線では測定できない場合等には、団地内に複数の測定単位を設けることができる。

イ 勾配の測定方法

① 勾配の測定方法は、原則として現地にて実測することとするが、測定作業の簡便化を図る等の観点から、図上により測定を行うことができる。

ただし、団地の勾配が、直接支払いの対象基準からみて、傾斜区分の内外付近の勾配である場合には、必要に応じて農林水産省測量作業規程（平成9年7月3日付け9構改D第463号構造改善局長通達）に準拠して現地において実測を行う。

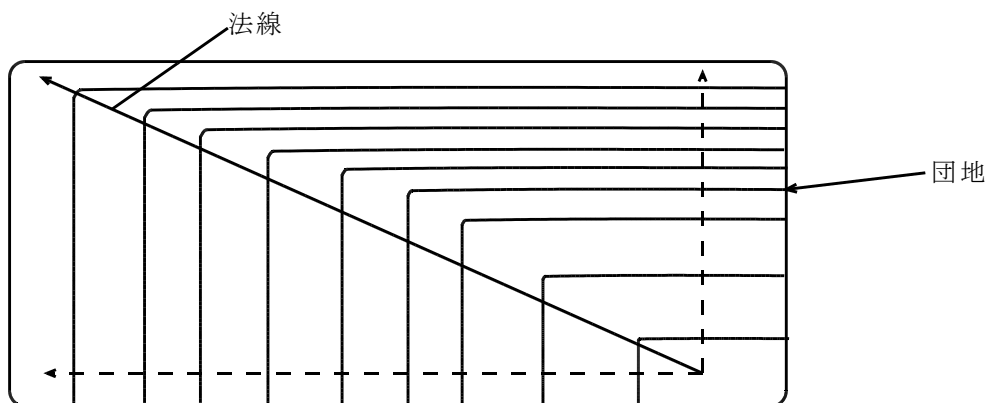


- ② 図上により測定を行う場合（1/2,500程度以上の縮尺による場合）には、測定単位内で測定法線が等高線におおむね直角に交わる方向で測定する。

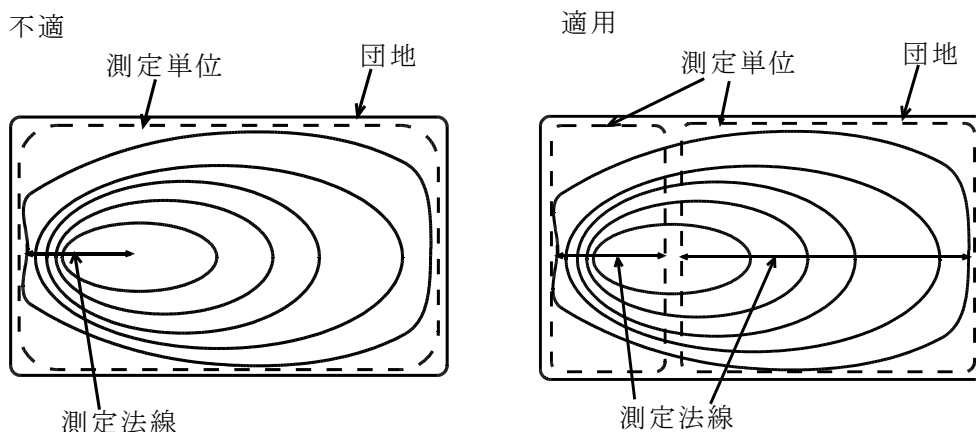
地形変化等により団地内に複数の測定単位が存在する場合には、各測定単位の勾配を各測定単位に属する農用地面積で加重平均することにより団地の主傾斜を算定する。その場合、主傾斜は各測定単位の勾配を分数表示（分母数字の小数第1位まで）した上で、面積加重平均し算定する。

ただし、1団地内において傾斜が何方向にも分かれるなど傾斜方向が特定できず、複数の測定単位を設けて加重平均することが困難な場合には、特例的に測定単位界の最高地点と最低地点を結ぶ測定法線が最長距離となるものにより測定することができる。この場合、測定法線が測定単位の大きさを大幅に下回る場合には、測定単位を細分割することができる。また、明らかに田で1/20（畑で15度）以上であるときは、当該最長距離となるものにより測定することができる。

○傾斜方向が特定できない場合



○測定法線の延長が測定単位の大きさが大幅に異なる場合



※主傾斜は測定単位を細分割し、面積加重平均により算出

- ③ 大きな団地で勾配を測定する場合には、測定単位を格子状（メッシュ）に細分割し、各測定単位の勾配を各測定単位に属する農用地面積で加重平均することにより団地全体の主傾斜を算出する。
- ④ 団地内に異なる地目が存在する場合には、原則として地目毎に団地を細分割し勾配を測定する。ただし、団地内に異なる地目が混在する場合にあっては、当該団地を一つの測定単位として主傾斜を測定し、田も畑も同一の勾配を適用できる。
- ⑤ 土地改良事業等による勾配の判定の変更に係る取扱いは、協定認定年度以降に採択された事業による場合にあっては協定締結年度の単価とし、認定年度以前に採択されている事業による場合にあっては改善されたほ場で農業生産活動等を行う年度から改善されたほ場の勾配の単価（勾配が区分外となった場合は、地目の区分の緩傾斜の単価）とする。
- ⑥ 勾配の判定に際しては、分数表示の場合にあっては分母数字の小数第一位を切り上げ、また、度数表示の場合にあっては小数第一位を切り捨てることとする。

4) 対象農用地面積の測定

ア 対象農用地面積の考え方

対象農用地面積には、畦畔及び管理されている法面面積を含める。

イ 対象農用地面積の測定方法

直接支払いの対象となる農用地面積は、団地及び筆毎に次の方法により把握する。

(ア) 団地毎の面積

- ① 国土調査による地籍図又は土地改良法に基づく区画整理事業に伴う確定測量図等（以下「地籍図等」という。）がある場合には、地籍図等に基づく台帳の合計面積とする。ただし、地籍図等が現況と異なる場合や縮尺が1/5,000の場合は、地籍図等であっても使用できない。
- ② ①の地籍図等はないが、1/2,500程度以上の縮尺図面等がある場合には、当該図面等の図測により行うこととする。
- ③ ①の地籍図等及び②の図面等がない場合には、農林水産省測量作業規程に準拠し、現地において実測する。

(イ) 筆毎の面積

- ① 地籍図等がある場合には、地籍図等に基づく台帳の面積とする。
- ② 上記(ア)の②及び③の場合には、次の算式による。

$$\text{一筆の面積} = (\text{ア}) \text{による団地の面積} \times \frac{\text{地籍図等以外の公的資料による当該筆面積}}{\text{地籍図等以外の公的資料による当該団地の面積}}$$

ウ 土地改良事業施行中の団地の農用地面積は、一時利用地に指定される以前にあっては、従前の面積とし、一時利用地に指定された以後にあっては、当該一時利用地の指定面積とする。

エ 集落が直接支払の額を配分する場合には、イの(イ)の各筆毎の農用地面積により支払うこととする。

オ 平成22年度の農地指定の時点において1/2,500程度以上の縮尺図面等と同等以上の精度の測定手段を有しておらず、かつ、何らかの理由により実測が困難な場合には、精度の低い図面等による測定値を用いた指定を行うことは差し支えない。

ただし、当該団地については、交付金申請時まで1/2,500程度以上の縮尺図面等を用いた測定と同等以上の精度で検証し、交付金の申請を行うこととする。

(4) 集落協定範囲の面積集計

設定した集落協定の範囲に属する団地毎に、地目別、基準別に面積集計する。

(5) 団地設定・集落協定図の作成

作業図面上に、団地設定及び集落協定の範囲を図示するとともに、一団の農用地名及び協定範囲名を図示する。

作業図面が数枚にわたる場合には、作業図面の位置関係が分かるように、別途全域図を用いて単位区分図を作成する。